

環状第2号線アクセスについて

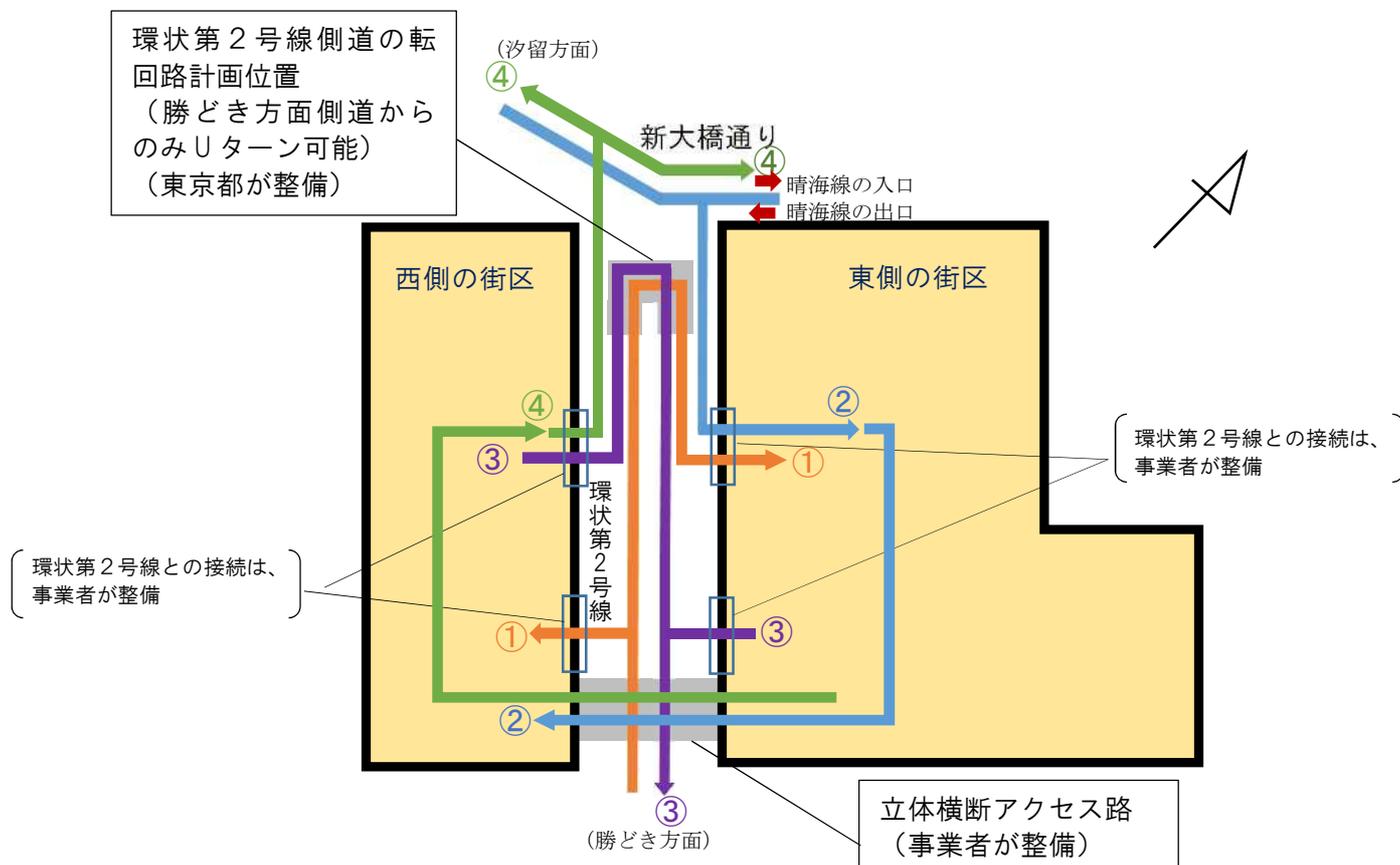
本地区と環状第2号線とのアクセスについては、最低限以下の4つの機能を有すること。
 なお、環状第2号線側道の転回路や立体横断アクセス路等を利用して機能を確保することも可とする。

【4つの機能】

1. 勝どき方面から環状第2号線を利用して本地区を訪れる車両が、環状第2号線の東側、西側それぞれの街区にアクセスできること
2. 汐留方面や整備が予定されている晴海線の出口から新大橋通り及び環状第2号線を利用して本地区を訪れる車両が、環状第2号線の東側、西側それぞれの街区にアクセスできること
3. 環状第2号線の東側、西側それぞれの街区から、環状第2号線を利用して勝どき方面にアクセスできること
4. 環状第2号線の東側、西側それぞれの街区から、環状第2号線及び新大橋通りを利用して汐留方面や整備が予定されている晴海線の入口方面にアクセスできること

(参考図) 転回路や立体横断アクセス路を利用した環状第2号線アクセスの例

※下記は一例である。応募者はこの図に捉われずに検討を行うこと



- ※1 立体横断アクセス路等で占用許可が必要な場合には、「東京都占用許可基準」など関係法令に則ることが必要
- ※2 占用する場合には、占用料や固定資産税が発生する可能性があることなどに留意が必要
- ※3 環状第2号線との車両アクセスは側道を基本とする